

別表第3(第13条関係)

行為の種類	図面		
	種類	明示すべき事項	備考
大規模建築物、大規模工作物、さく及び塀の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観の変更	位置図	・ 行為の位置	
	配置及び緑化計画図(おおむね縮尺200分の1以上のもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地の形状及び寸法</li> <li>・ 敷地内の建築物等及び既存建築物等の位置</li> <li>・ 隣接する道路の位置及び幅員</li> <li>・ 隣接する土地の建築物等の種類</li> <li>・ 隣接する土地の高低差</li> <li>・ 植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数</li> <li>・ 張り芝等の位置及び面積</li> <li>・ 外溝施設の位置、材料及び面積</li> </ul>	
	立面図(おおむね縮尺200分の1以上のもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各面の方位及び寸法</li> <li>・ 開口部、屋外設備、軒等の位置及び形状</li> <li>・ 壁面及び屋根の材料及び色彩</li> </ul>	建築物等の移転、撤去又は外観の変更に係る届出にあっては、カラー写真
太陽光発電施設に関する図面(太陽光発電施設を設置する場合に限る。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太陽電池モジュールの形状、色彩、寸法及び総面積</li> <li>・ フレーム、架台その他の附属設備の色彩</li> <li>・ 完成予想図(出力規模が1メガワット以上の発電容量を持つ大規模発電施設を設置する場合にあっては、フォトモンタージュ又はイメージパース)</li> </ul>	太陽電池モジュールの形状、色彩、寸法及び総面積並びにフレーム、架台その他の附属設備の色彩については、配置図に併記することができる。	

屋外における物品の集積又は貯蔵、鉱物の掘採及び土石等の採取又は土地の区画形質	位置図	・ 行為の位置	
	現況図(おおむね縮尺1,000分の1以上のもの)	・ 行為地及び付近の土地利用の現況、地形及び標高 ・ 行為の区域 ・ 隣接する道路の位置及び幅員 ・ 縦横断図の方向	
	計画図(おおむね縮尺1,000分の1以上のもの)	・ 行為地の形状及び寸法 ・ 行為後の地形及び地盤高 ・ 行為後の法面、擁壁等の構造物の位置、種類及び規模 ・ 行為後の土地利用計画及び緑化計画 ・ 行為中の遮蔽物の位置、種類、構造及び規模	
	縦横断図(おおむね縮尺1,000分の1以上のもの)		行為の前後における縦横断図
	構造物等の詳細図(おおむね縮尺200分の1以上のもの)		法面、擁壁等の構造物の立面図及び標準断面図

(注)

- 1 必要に応じ、現況写真を添付すること。
- 2 この表において「外溝施設」とは、排水計画、生け垣、さく、塀、門、擁壁、花壇、植栽、玄関廻り、庭園等をいう。